

## 大切なお知らせ

# JA豊橋が発行する「インボイス」について

令和5年10月より、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まりました。

当組合では、農協システム（経済事業）で発行している帳票のうち、下記に記載する帳票がインボイス（適格請求書）となります。課税事業者（本則課税）の方におかれましては、消費税を申告する際に必要となりますので、保存をお願いいたします。

なお、「配当金のお知らせ」「販売代金精算通知書」については、組合員イントラネットから印刷ができますのでご利用ください。

また、消費税を本則課税で納められている方で、日々の「販売代金精算通知書」の発行を希望される方は、お手数ですが、『販売代金精算通知書発行依頼書（インボイス対応）』をお近くの支店または事業所までご提出くださいますようお願いいたします。

※『販売代金精算通知書発行依頼書（インボイス対応）』の用紙は、支店または事業所でお申し出ください。なお、届け出には適格請求書発行事業者の登録番号が必要となります。

### 農協システム帳票名

配当金のお知らせ ※注1

奨励金のお知らせ

ご利用明細書

重油ご利用明細書

バラ飼料ご利用明細書

販売代金精算通知書 ※注2

米穀精算のお知らせ

米穀精算のお知らせ（本精算）

共同乾燥調製施設利用料金のお知らせ

共乾施設利用料金精算のお知らせ

保有米引換券利用料金のお知らせ

米穀検査結果のお知らせ ※注3

育苗納品書

育苗納品書・受領書

農地中間管理事業 農地賃貸借料等のお知らせ

農地賃貸借料等のお知らせ

注1：事業分量配当がある場合

注2：販売代金の追加精算等における通知書も含まれる

注3：検査時に支払う仮渡金が、買取価格である場合



※「ご利用代金請求明細書」  
「〇月分 精算通知書」  
「〇月 農協ご利用明細書」  
「農協取引年次集計表」については、インボイスではありませんのでご注意ください。

当組合が発行するインボイスについては、登録番号『**T8180305002179**』が記載されています。

お問い合わせ

経理課 TEL.0532-25-1758

（土・日・祝日を除く 9:00～16:00）

## 大切なお知らせ

# JA豊橋が発行するインボイス(営農購買)について

令和5年10月よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が始まりました。

当組合では、農協システム（経済事業）で発行している帳票のうち営農購買では「ご利用明細書」の帳票がインボイス（適格請求書）となります。課税事業者（本則課税）の方におかれましては、消費税を申告する際に必要書類となり保存義務も発生しますのでよろしくお願いいたします。

なお、下記記載内容に該当される方は、お手数ですが「【営農購買】自宅敷地以外の倉庫等に配達希望の方のご利用明細書発行取扱依頼書（インボイス対応）」を最寄りの事業所までご提出頂きますようお願いいたします。

※ 【営農購買】自宅敷地以外の倉庫等に配達希望の方のご利用明細書発行取扱依頼書（インボイス対応）は、事業所にお申し出ください。

### 《対象となる方》

2つの要件両方に該当される方が対象となります。

- ①課税事業者（本則課税）でインボイス（適格請求書）が必要な方
- ②自宅敷地以外の倉庫等に配達希望の方

#### 購入例として・・・

- 年間特約で肥料・農薬を注文し、自宅敷地以外の倉庫に配達を希望される方
- 早期DBを注文し、自宅敷地以外の倉庫に配達を希望される方
- マルハナバチ・ミツバチを注文し、ハウスへ配達を希望される方
- 重油を購入される方

#### ご利用明細書の取扱いについて

- ① 書類を提出された方は、ご記入された内容にてお届けさせていただきます。
- ② 自宅敷地内の倉庫等に配達する場合、原則、ポストへの投函とさせていただきますのでご理解の程よろしくお願いいたします。
- ③ 経済事業（農機課・自動車課・生活燃料課・畜産課等）のご利用明細書は従来どおり、原則、組合員訪問にて配布します。

当組合が発行するインボイスについては、登録番号「**T8180305002179**」が記載されています。

お問い合わせ

最寄りの事業所